

宇部市告示第99号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公金の徴収に関する事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年（2026年）4月1日

宇部市長 篠崎圭二

- 1 受託者の名称及び事務所の所在地  
なでしこ会  
山口県宇部市常盤町一丁目7番1号  
宇部市役所市民交流棟  
市民活動支援センター内
- 2 徴収事務を行わせる歳入  
野外彫刻展に係る図録等刊行物  
野外彫刻展オリジナルグッズ等の売払代金  
ワークショップ参加者負担金
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日  
令和6年6月7日
- 4 同項の規定による委託をした日  
令和8年4月1日
- 5 徴収事務を行わせる期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで